

○総務省告示第三百三十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定に基づき、平成二十九年九月二十八日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙において在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を次のように指定する。

平成二十九年十月五日

総務大臣 野田 聖子

在ブータン日本国大使、在キリバス日本国大使、在クック日本国大使、在ツバル日本国大使、在ナウル日本国大使、在ニウエ日本国大使、在バヌアツ日本国大使、在アンティグア・バーブーダ日本国大使、在ガイアナ日本国大使、在グレナダ日本国大使、在スリナム日本国大使、在セントクリストファー・ネイビス日本国大使、在セントビンセント日本国大使、在セントルシア日本国大使、在ドミニカ日本国大使、在バハマ日本国大使、在ベリーズ日本国大使、在アルバニア日本国大使、在アンドラ日本国大使、在キプロス日本国大使、在コソボ日本国大使、在サンマリノ日本国大使、在バチカン日本国大使、在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使、在マルタ日本国大使、在モナコ日本国大使、在モンテネグロ日本国大使、在リヒテンシュタイン日本国大使、在アフガニスタン日本国大使、在イエメン日本国大使、在イラク日本国大使、在シリア日本国大使、在エリトリア日本国大使、在カーボヴェルデ日本国大使、在ガンビア日本国大使、在ギニアビサウ日本国大使、在コモロ日本国

大使、在コンゴ共和国日本国大使、在サントメ・プリンシペ日本国大使、在シエラレオネ日本国大使、在スワジランド日本国大使、在セーシェル日本国大使、在赤道ギニア日本国大使、在ソマリア日本国大使、在チャド日本国大使、在中央アフリカ日本国大使、在トーゴ日本国大使、在ニジェール日本国大使、在ブルンジ日本国大使、在モーリシヤス日本国大使、在リビア日本国大使、在リベリア日本国大使、在レソト日本国大使、在ベンガルール日本国総領事、東南アジア諸国連合日本政府代表部大使、国際連合日本国大使、在レソト日本国大使、在ベンガルール日本国総領事、東南アジア諸国連合日本政府代表部大使、在ウィーン国際機関日本政府代表部大使、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使、軍縮会議日本政府代表部大使、経済協力開発機構日本政府代表部大使、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部大使及び欧州連合日本政府代表部大使